

○総務省令第 号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条第一項ただし書の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者)

第二十条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。

「一 略」

二 道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車(次項において単に「登録自動車」という。)又は同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車(次項において単に「検査対象軽自動車」という。)であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものであるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続

2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前項第一号の手続 一般社団法人日本自動車販売協会連合会

二 前項第二号の手続 次のイ又はロに掲げる手続の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

- イ 登録自動車に係る手続 一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
- ロ 検査対象軽自動車に係る手続 一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会

改 正 前

(法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者)

第二十条 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。

「一 同上」

二 道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものであるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続

2 法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 前項第一号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会

二 前項第二号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年五月七日から施行する。